

基本情報

計画地周辺の

計画地の景観上のコンセプト

申請者名	堺 太郎	
設計者名	株式会社 ○○設計事務所 ○○○○	
建築物の規模	<input type="checkbox"/> 大規模建築物 <input type="checkbox"/> 中規模建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 小規模建築物	
行為の場所	住所	〒○○○-○○○○ 堺区 ○○町○丁○番○号
	地区	<input checked="" type="checkbox"/> 古墳近傍景観形成地区 <input type="checkbox"/> 古墳群周辺市街地景観形成地区
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input checked="" type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 第二種住居地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input checked="" type="checkbox"/> 風致地区
周辺の景観	古墳が近くにあり、墳墓の緑や濠の水面が視認できる。 静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみである。 大仙風致地区に指定されており、大仙公園をはじめ緑豊かな環境が保全されている。	

記入例を参考にし、計画に沿った内容を記入して下さい。

計画地の  
景観上の  
コンセプト

古墳との関係を意識して、眺望（視線の軸）を妨げないような配置・形状とした。  
 古墳が醸し出す落ち着いた歴史ある雰囲気壊さないよう、突出した色彩を避けた。  
 古墳や周遊路の緑と連坦した植栽の充実をおこない、古墳との連続性を表現した。

景観チェックシート（景観地区用）

記入例

形態意匠の制限		配慮した事項など
一般基準	地形・自然特性に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、計画に活かす。</li> </ul> <p>古墳の墳丘や堤の緑と調和するよう、敷地内及び敷際には中低木の植栽を設け、緑の連続性に配慮した。</p>
	歴史・文化特性に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>百舌鳥古墳群やその周辺の歴史・文化特性を読み取り、それらの特徴的な形態意匠を採り入れるなど、百舌鳥古墳群と調和した形態・意匠とする。</li> </ul> <p>古墳が醸し出す落ち着いた歴史ある雰囲気を変えないよう、突出した色彩を避けた。</p>
	市街地特性に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。</li> </ul> <p>住宅地の持つ雰囲気を損ねないよう、落ち着いた色彩（彩度1）を用い、突出した印象とならない意匠とした。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいて、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。</li> </ul> <p>沿道付近ではないので該当しない。</p>
項目別基準	通り外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠などを考慮するとともに、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺のまちなみと調和した形態・意匠とする。</li> </ul> <p>古墳への眺望を妨げないよう、建築物の高さを抑えつつ、壁面位置を道路境界線から5mセットバックした。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の低層部、空地、敷地内舗装、植栽などについて、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながる配置・意匠とする。</li> </ul> <p>敷地内に生育する緑を保全し、ゆとりと潤いある空間の創出に努めた。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の塀・フェンスなどについては、色彩に配慮し、また植栽になじんだものとするなど、目立ちすぎないような形態・意匠とする。</li> </ul> <p>植栽が映えるよう、フェンスの色は低明度（明度1）・低彩度（彩度1）の落ち着いた色彩とした。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>まちかどに位置する建築物については、その場所の特性に十分配慮するとともに、古墳と調和し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。</li> </ul> <p>（角地のみ記載して下さい。） まちかどには空地を確保し植栽を充実させ、古墳の緑との連続性を確保した。</p>

景観チェックシート（景観地区用）

記入例

形態意匠の制限

配慮した事項など

屋根・壁面

- ・ 建築物全体を統一感のある意匠とするとともに、表情豊かな外観を創り出すなど、単調な壁面とならないような意匠とする。

暖色系の色彩で統一感を持たせつつ、形態で分節化することで、単調な壁面とならないよう工夫した。

- ・ すっきりとした魅力的なスカイラインを形成するような、建築物上部の形態・意匠とする。

屋根形状を切妻平入りとし、隣接する建築物とある程度高さを揃えることで、スカイラインを整えた。

- ・ バルコニーは建築物に豊かな表情を与えるよう意匠を工夫するとともに、通りからの見え方に配慮した意匠とする。

バルコニーの壁面素材を石調デザインとすることで、建築物に豊かな表情を与えた。

- ・ 外壁の材料は、地域やまちの特性に十分配慮するとともに、時間の経過に耐えうるものとする。

耐久性のある天然素材（シラス）を使用し、左官仕上げとすることで素材の質感を活かした外壁とした。

項目別基準

色彩

- ・ 外観の色彩は、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。

外壁の色彩は、Y R系の明るい色彩を用いて、暖かみのある落ち着いたまちなみづくりに寄与した。

- ・ 住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑える。

色彩（5 Y R 8 / 1）とし、低彩度に抑えた。

- ・ 商業施設において、色彩によるにぎわいの演出を図る場合は低層部に限る。

商業施設ではないので該当しない。

- ・ 高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫する。

外壁の色彩は、高明度（明度8）であるが、天然素材を使用した左官仕上げ（ハケ引き）とすることで、照り返しなどを防ぐ凹凸のある壁面仕上げとした。

景観チェックシート（景観地区用）

記入例

形態意匠の制限		マンセル値／面積			配慮
項目別基準 色彩	・ 外壁に関する色彩基準（下記のとおり）	ベースカラー	5Y8/1	294.0 ㎡	ベースカラーとアクセントカラーの色相が異なるため、明度差を抑えることで、調和のとれた色彩デザインとした。
		サブカラー	—	—	
		アクセントカラー	N6	13.0 ㎡	
	・ 屋根に関する色彩基準（下記のとおり）	屋根の色彩	N3	120.0 ㎡	切妻平入り、日本瓦とし古墳への眺望に配慮した。
・ 門・塀に関する色彩基準（下記のとおり）	門・塀の色彩	—	—	自然石の生垣とした。	

※外壁、屋根、門・塀に関する基準

【外壁（大規模建築物）】

・ ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。

色相	明度	彩度
Y R（橙）系	6以上	4以下
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下
上記以外	6以上	2以下
無彩色	6以上	—

・ サブカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね1/3以下の範囲で使用するものとし（各見付毎で算定すること）、ベースカラーとの調和に配慮した色彩を用いる。  
 ・ アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の概ね1/20以下の範囲で使用するものとし（各見付毎で算定すること）、効果的に使用する。

【外壁（大規模建築物以外）】

・ ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。

色相	彩度
Y R（橙）系	6以下
R（赤）、Y（黄）系	4以下
上記以外	2以下
無彩色	—

・ アクセントカラーを用いる場合は、見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。

【屋根】

・ 屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。

【門・塀】

・ 門・塀に用いる色彩の範囲は次の通りとし、建築物の外壁と調和したものとす。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。

色相	彩度
Y R（橙）系	6以下
R（赤）、Y（黄）系	4以下
上記以外	2以下
無彩色	—

景 観 チ ェ ッ ク シ ー ト (景 観 地 区 用)

記入例

形態意匠の制限		配慮した事項など
一般基準	附属建築物・ 建築設備 ・ 附属建築物や建築設備は、できるだけ外部から目立たないような配置・意匠、建築物本体と一体化した意匠又は本体に組み込まれた意匠とする。	空調室外機については、道路側から見えない位置に設置するなど工夫をした。